

十三 収益及び費用の帰属時期の特例

改 正 後	改 正 前
(賦払の方法) 2-4-1 <u>法第63条第5項第1号</u>…………… (延払基準の適用がある資産の譲渡) 2-4-2 …………… ……………<u>同条第5項</u>…………… (1) …………… (2) …………… (3) ……………	(賦払の方法) 2-4-1 <u>法第63条第4項第1号</u>…………… (延払基準の適用がある資産の譲渡) 2-4-2 …………… ……………<u>同条第4項</u>…………… (1) …………… (2) …………… (3) ……………

十四 その他

改 正 後	改 正 前
(連結法人の設立期間中の損益の帰属) 2-6-2 …………… <u>(注)1</u> …………… <u>2 現物出資により設立した連結法人の当該現物出資の日から当該連結法人の設立の日の前日までの期間中に生じた損益は、当該連結法人のその設立後最初の連結事業年度の連結所得の金額の計算に含めて申告することとなる。</u> 2-6-3 <u>削 除</u>	(連結法人の設立期間中の損益の帰属) 2-6-2 …………… <u>(注)</u> …………… <u>(合併等に係る連結法人の資産移転後の損益の帰属)</u> 2-6-3 <u>合併等（合併、分割又は現物出資をいう。以下2-6-3において同じ。）により設立した連結法人の当該合併等の日から当該連結法人の設立の日</u>

改 正 後	改 正 前
	の前日までの期間中に生じた損益は、2-6-2の本文の取扱いにかかわらず、当該連結法人のその設立後最初の連結事業年度の連結所得の金額の計算に含めて申告することとなるのであるから留意する。

十五 受取配当等の金額

改 正 後	改 正 前
(名義株等の配当) 3-1-1<u>法第23条第1項第1号《受取配当等の益金不算入》に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配</u>..... (名義書換え失念株の配当) 3-1-2 連結法人が、その有する株式を譲渡した場合において、<u>その名義書換えが行われなかったため、当該譲渡した株式に係る剰余金の配当（法第23条第1項第1号《受取配当等の益金不算入》に規定する剰余金の配当をいう。以下3-1-2において同じ。）の額（当該譲渡後にその支払に係る基準日が到来するものに限る。）</u>を受けたときは、当該剰余金の配当の額は、株主たる地位に基づいて受けたものではないから、これについて法第81条の4《連結事業年度における受取配当等の益金不算入》の規定の適用はないものとする。ただし、配当権利落後<u>その支払に係る基準日までの間に譲渡した株式について剰余金の配当の額</u>を受けたときは、この限りでない。 (旧株と新株とがある場合の短期所有株式等の数の計算) 3-1-4	(名義株等の配当) 3-1-1利益の配当又は剰余金の分配..... (名義書換え失念株の配当) 3-1-2 連結法人が、その有する株式を譲渡した場合において、<u>譲受人がその名義書換えをしなかったため当該株式に係る利益の配当の額でその譲渡後に行われた配当決議に係るもの</u>を受けたときは、当該利益の配当の額は株主たる地位に基づいて受けたものではないから、これについて法第81条の4《連結事業年度における受取配当等の益金不算入》の規定の適用はないものとする。ただし、配当権利落後<u>配当決議の日までの間に譲渡した株式について当該配当決議に係る利益の配当の額</u>を受けたときは、この限りでない。 (旧株と新株とがある場合の短期所有株式等の数の計算) 3-1-4

.....支払に係る基準日.....

(新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合の短期所有株式等の判定)

3-1-5

.....支払に係る基準日.....

.....

.....基準日.....

(短期所有株式等に該当するかどうかの判定)

3-1-6

.....支払に係る基準日.....当該基準日.....支

払に係る基準日.....支払に係る基準日.....

(配当等の額の支払に係る効力が生ずる日)

3-1-9

.....「配当等の額の支払に係る効力が生ずる日」とは、2-1-30
《剰余金の配当等の帰属の時期》.....「配当等の額の支払に係る効
力が生ずる日」.....

(配当等の額の支払に係る効力が生ずる日が2以上ある場合の関係法人株式等の
判定等)

3-1-11

.....配当等の額の支払に係る効力が生ずる日(以下3-1-12にお
いて「効力発生日」という。).....

.....

.....計算期間の末日.....

(新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合の短期所有株式等の判定)

3-1-5

.....計算の基礎となった期間の末日.....

.....

.....末日.....

(短期所有株式等に該当するかどうかの判定)

3-1-6

.....期間の末日.....同日.....計算期間の末日

.....計算期間の末日.....

(配当等の額の支払義務が確定する日)

3-1-9

.....「配当等の額の支払義務が確定する日」とは、2-1-30《利
益の配当等の帰属の時期》.....「配当等の額の支払義務が確定する
日」(以下3-1-11 までにおいて「配当等の支払義務確定日」という。)...
.....

(配当等の支払義務確定日が2以上ある場合の関係法人株式等の判定等)

3-1-11

.....配当等の支払義務確定日.....

.....

改 正 後	改 正 前
(廃 止) (金銭以外の資産による配当等の額) 3-1-12 連結法人が金銭以外の資産により剰余金の配当又は利益の配当を受ける場合には、法第 81 条の 4 《連結事業年度における受取配当等の益金不算入》の規定の適用がある配当等の額は、原則として、当該剰余金の配当又は利益の配当の効力発生日における当該金銭以外の資産の価額によることに留意する。	(その他資本剰余金の処分による配当) 3-1-12 連結法人が受ける利益の配当が、商法第 289 条第 2 項《法定準備金の取崩し制限》の規定による資本準備金の取崩しにより生じたその他資本剰余金を原資として行われたものであっても、法第 81 条の 4 《連結事業年度における受取配当等の益金不算入》の規定の適用があることに留意する。 (新 設)

十六 負債の利子の計算

改 正 後	改 正 前
(総資産の帳簿価額の計算) 3-2-7 (1) (2)注記の方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている等の場合..... (3)退職給付引当金勘定..... 注記の方法により貸借対照表に計上されている等の場合.....	(総資産の帳簿価額の計算) 3-2-7 (1) 貸借対照表に計上されている繰越欠損金の額がある場合には、当該繰越欠損金の額に相当する金額は、総資産の帳簿価額に含まれない。 (2) (3)注記の方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合..... (4)退職給与引当金勘定..... 注記の方法により貸借対照表に計上されている場合.....

-
- (4)
- (5)
- (6)

(積立金として積み立てている金額の意義)

3-2-7 の 2 令第155条の8第1項第1号イ《株式等に係る負債の利子の額》
に規定する積立金として積み立てている金額とは、当該連結事業年度の確定し
た決算において積立金として積み立てる方法のほか、その決算の確定の日まで
に剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により経理した金額をいう
ことに留意する。

(税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額)

3-2-9

.....剰余金の処分により積み立てている.....

(注)

3-2-11 削 除

-
- (5)
- (6)
- (7)

(新 設)

(税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額)

3-2-9

.....利益又は剰余金の処分による.....

(注)

(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使があった場合の取扱い)

3-2-11 新株予約権付社債に係る新株予約権の行使があった場合において、
商法第341条ノ3第1項《発行事項に関する決定》の規定により、当該新株予
約権付社債の発行に際し当該新株予約権の行使があった日の属する連結事業年
度又はその直前の連結事業年度の終了の日において新株の発行があったものと
みなして利益の配当を計算する旨を決議しているときにおける令第155条の8
第1項《株式等に係る負債の利子の額》の規定の適用については、その新株の
発行があったものとみなされた連結事業年度終了の日（その日が当該新株予約
権付社債の取得の日前である場合には、その取得の日）において株式の取得が

改 正 後	改 正 前
	あったものとして取り扱う。

十七 資産の評価益

改 正 後	改 正 前
(取得価額の修正等と評価益の計上との関係) 4 - 1 - 1 (1) (2) <u>積立金</u> <u>積立金</u> (時 価) 4 - 1 - 3 <u>当該再生計画認可の決定があった時</u> (上場有価証券等の価額) 4 - 1 - 4 <u>民事再生法の規定による再生計画認可の決定があった時</u> <u>再生計画認可の決定があった日</u> (注) <u>再生計画認可の決定があった日</u> <u>再生計画認可</u> <u>の決定があった日</u> <u>再生計画認可の決定があった日</u> <u>再生計画認可の決定があった日</u> <u>払い込むべき金額又は給</u> <u>付すべき金銭以外の資産の価額</u> <u>交付を受ける</u>	(取得価額の修正等と評価益の計上との関係) 4 - 1 - 1 (1) (2) <u>引当金又は目的積立金</u> <u>引当金又は目的積立金</u> (時 価) 4 - 1 - 3 <u>これらの事実が生じた時</u> (上場有価証券等の価額) 4 - 1 - 4 <u>令第 24 条の 2 第 5 項第 1 号《再生計画認可の決定等の事実が</u> <u>生じた場合の評価益の額》に掲げる事実が生じた時</u> <u>事実が生じ</u> <u>た日</u> (注) <u>事実が生じた日</u> <u>事実が生じた日</u> <u>事実が生じた日</u> <u>事実が生じた日</u> <u>払い込むべ</u> <u>き金額</u> <u>引き受ける</u>

(上場有価証券等以外の株式の価額)

4-1-5

.....民事再生法の規定による再生計画認可の決定があった時.....

.....

(1)再生計画認可の決定があった日.....

(2)

(3)

(4)再生計画認可の決定があった日.....

(上場有価証券等以外の株式の価額の特例)

4-1-6

.....民事再生法の規定による再生計画認可の決定があった時.....

.....

(1)

(2)

.....再生計画認可の決定があった時.....

(3)

(減価償却資産の時価)

4-1-8

.....民事再生法の規定による再生計画認可の決定があった時.....

.....再生計画認可の決定があった時.....

(再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の資本金等の額)

4-1-9

(上場有価証券等以外の株式の価額)

4-1-5

.....令第 24 条の 2 第 5 項第 1 号《再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価益の額》に掲げる事実が生じた時.....

.....

(1)事実が生じた日.....

(2)

(3)

(4)事実が生じた日.....

(上場有価証券等以外の株式の価額の特例)

4-1-6

.....令第 24 条の 2 第 5 項第 1 号《再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価益の額》に掲げる事実が生じた時.....

.....

(1)

(2)

.....事実の生じた時.....

(3)

(減価償却資産の時価)

4-1-8

.....令第 24 条の 2 第 5 項第 1 号《再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価益の額》に掲げる事実が生じた時.....

.....事実が生じた時.....

(再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の資本等の金額)

4-1-9

改 正 後	改 正 前
.....<u>資本金等の額</u>.....<u>連結個別資本金等の額</u>..... 	<u>資本等の金額</u>.....<u>資本等の金額</u>.....

十八 受贈益

改 正 後	改 正 前
第2款 <u>未払給与</u>の免除益 (<u>未払給与</u>を支払わないこととした場合の特例) 4－2－3<u>未払給与</u>（法第34条第1項《<u>役員給与の損金不算入</u>》の規定により損金の額に算入されない<u>給与</u>に限る。）.....<u>給与</u> (注)	第2款 <u>未払賞与</u>の免除益 (<u>未払賞与</u>を支払わないこととした場合の特例) 4－2－3<u>未払賞与</u>（<u>連結所得の金額の計算上</u>損金の額に算入されない<u>賞与</u>に限る。）.....<u>賞与</u>..... (注)

十九 棚卸資産の評価の方法

改 正 後	改 正 前
第3款 <u>削 除</u> 5－2－19 <u>削 除</u>	第3款 <u>棚卸資産の評価額の計算と評価換え等との関係</u> (<u>期中に評価換えをした棚卸資産の帳簿価額及び評価額の計算</u>) 5－2－19 <u>連結法人が連結事業年度の中途において組織変更等により、その有する棚卸資産につき評価換えを行った場合には、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額は、その評価換えの時を連結事業年度終了の時とみなしてその選定している評価の方法によって計算した金額とし、その評価換えを行った棚卸資産の当該連結事業年度終了の時における評価額は、評価換えを行った時においてその評価換え後の金額によって取得したものとして計算するものとする。</u>